

議第146号

京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成28年 9月21日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例

京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1 太秦地区の項を次のように改める。

太秦娯楽・レクリエーションA地区	京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）太秦娯楽・レクリエーション地区地区計画（以下「太秦娯楽・レクリエーション地区地区計画」という。）の区域のうち、地区整備計画においてA地区として区分された区域
太秦娯楽・レクリエーションB地区	太秦娯楽・レクリエーション地区地区計画の区域のうち、地区整備計画においてB地区として区分された区域

別表第2 太秦地区の項を次のように改める。

太秦娯楽・レクリエーションA地区	建築物の用途の制限	建築してはならない建築物 (1) スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場及びバットイング練習場 (2) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの
------------------	-----------	--

		(3) カラオケボックス (4) 自動車教習所 (5) 畜舎で床面積の合計が15平方メートルを超えるもの
	建築物の高さの最高限度	15メートル（市道太秦経103号線の西側にあつては西日本旅客鉄道山陰本線鉄道用地の南側端線から115メートル外側の線以南、市道太秦経103号線の東側にあつては西日本旅客鉄道山陰本線鉄道用地の南側端線から135メートル外側の線以南の区域に限る。）
太秦娯楽・レクリエーションB地区	建築物の用途の制限	建築してはならない建築物 (1) スケート場, 水泳場, スキー場, ゴルフ練習場及びバッティング練習場 (2) マージャン屋, ぱちんこ屋, 射的場, 勝馬投票券発売所, 場外車券売場その他これらに類するもの (3) カラオケボックス (4) 自動車教習所 (5) 畜舎で床面積の合計が15平方メートルを超えるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

太秦地区に係る地区計画の変更に伴い、新たに地区整備計画が定められた区域内における建築物に関する制限を定める必要があるので提案する。